

業務指示書

パキスタン国保健施設・機材整備に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年2月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年2月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健医療分野を含む各種ニーズ調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／保健システム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健システム強化に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 医療機材計画】

- 1) 類似業務の経験：医療機材整備に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：パキスタン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月23日 12時
 - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
 - (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
 - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PKR1 = 1.029210

円, US\$1 = 113.268000

円, EUR1 = 134.393000

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／保健システム
医療機材計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.14 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年3月14日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

パキスタン国保健施設・機材整備に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>(本案件では副業務主任者の配置(業務管理グループ)を認めません。)</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/保健システム	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 医療機材計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国(以下「パキスタン」という。)は、一人あたり国民総所得(GNI)が1,500米ドル(2016年、世界銀行統計)の低・中所得国であり、実質GDP成長率(2015/2016年度、JETRO)は4.71%を示すなど、高い経済成長を遂げている。他方、人間開発報告書(2016年、UNDP)によると、人間開発指標は176国中147位、GDPに占める保健予算割合は0.9%と南アジア平均の1.6%を大きく下回っている。また、5歳未満児死亡率は81人/出生対千(南アジア平均53人/出生対千)、新生児死亡率は46人/出生対千(南アジア平均30人/出生対千)、妊産婦死亡率は178人/出生対10万(南アジア平均182人/出生対10万)であるなど、南アジア地域において母子保健状況に改善が求められる国のひとつである。

パキスタン政府は、国家政策「Vision 2025」の中で、社会セクター開発を柱の一つに掲げ、保健分野については、保健サービスへのアクセス改善を重点課題としている。また、国家保健・サービス・規制調整省が作成した「National Health Vision Pakistan 2016-2025」において、子どもと女性に重点を置きつつ、万人に対する、適切な費用負担による質の高い基礎的医療サービスの提供を通じた全国民の保健状況の改善を目指している。

これら目標の達成には、国民の約3割が貧困層と言われる同国において、医療費が安価な公的医療機関のサービス強化が重要となっている。しかし、2011年の保健行政の地方分権化に伴い、各州・地域保健局が独自の予算計画、政策の下、医療サービスの提供を行っているものの、行政能力・予算の制限や、保健施設・機材の老朽化、レファラル体制の機能不全といった保健システムの未整備や人材の不足等の課題を抱えている。本調査は、かかる状況のもと、パキスタンにおける母子保健を中心とした現在の公的保健システムの状況及びそれを取り巻く環境に係る把握と課題抽出を行い、同分野における今後の有償資金協力の方向性や支援策の検討に必要な情報収集を行う。

2. 業務の目的

パキスタンにおける母子保健を中心とした現在の公的保健システムの状況及びそれを取り巻く環境に係る把握と課題抽出を行い、同分野における今後の有償資金協力の方向性や支援策の検討に必要な情報収集を行うことを目的とする。

3. 業務対象地域

本調査の対象地域としては、主にイスラマバード特別区、シンド州カラチ市、パンジャブ州ラホール市、ラウルピンディ市、ファイサラバード市、ハイバル・パフトウンハー州マンセラ県及びアボタバード県(※)といった公的二次・三次保健施設が多く存在している都市を想定する。(調査の中でその他地域での調査の必要性が明らかになった場合には、JICA 南アジア部・JICA パキスタン事務所と相談の上方針を決定する。)

※ マンセラ県及びアボタバード県についてはそれぞれ県全域を調査対象とするが、各県の

想定される調査対象医療機関の規模は、それぞれの人口規模を踏まえ今般対象となる他の主要都市と同程度を想定。(例:ラワルピンディ市約 300 万人に対し、マンセラ県 150 万人、アボタバード県 130 万人程度)。

4. 関連省庁・機関

本調査はパキスタン政府からの要請に基づくものではないため、カウンターパート機関はない。調査にあたっては、国家保健・サービス・規制調整省(連邦保健省)、各州の保健行政担当省庁、保健施設、関係ドナー機関等を主な対象として情報収集を行うこととする。

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 調査の位置づけ

JICA は本調査結果を踏まえ、主に「3. 業務対象地域」における既存の公的二次・三次保健施設及び機材整備を通じた母子保健状況の改善に係る有償資金協力の協力準備調査や、パキスタン側担当機関に対する保健施設・機材整備やレファレル体制に関する技術協力を検討する予定である。よって、支援の方向性や方策の提案にあたっては、我が国の対パキスタン・イスラム共和国国別援助方針及びパキスタン政府の政策・方針との整合性に留意すること。また、提案においては、各州の資金借入に係るプロセスを示すとともに、各対象地域における母子保健分野を中心とした疾病状況や保健施設の稼働状況(来院、入院患者と保健施設の受け入れ能力のギャップ)、現状分析等を踏まえ、各地域、施設が直面している課題を抽出し、各対象地域における保健施設・機材整備を通じた複数の支援案を提案すること。

(2) パキスタン政府方針との整合性

2011 年の保健行政分権化以降、パキスタンにおける保健行政は、国家保健・サービス・規制調整省(連邦保健省)が国家計画の策定や医療規制、ドナーとの調整等を担い、各州・地域においては州保健局等が州から配分される予算により担当州・地域における保健政策の策定や保健サービスの提供、保健施設の運営、人材の雇用等を行っている。本調査にあたっては、これらパキスタン政府の施策・方針や保健行政の体制を踏まえて十分に検証を行うこと。特に、今後の支援策の検討にあたっては、以下の点について、関係機関の意向を確認すること。

- ① 事業概要(設備改修、増築、機材整備等に関する目的、期待される成果、投入内容)(担当保健局等が既に事業計画(PC-1)を作成している場合は、その内容を十分に踏まえること)
- ② パキスタン政府関係機関が計画する事業の概算経費
- ③ 留意事項(法律上の制約等)

(3) 過去の JICA 支援を通じた保健施設・機材整備の状況の確認と連携可能性の検討

これまで我が国はパキスタン保健セクターにおいて、無償資金協力を通じ、保健施設・機材の整備支援を実施してきた。今次調査にて検討する支援策の提案にあたっては、調査対象地域におけるこれまでの協力の成果を十分に分析し、過去に協力した病院の機能強化、若しくは、連携の可能性について検討すること。

<関連する無償資金協力案件>

	案件名	3.「業務対象地域」との 関連	年度(E/N 締結)
1	イスラマバード小児病院建設計画	イスラマバード特別区	1982 年、1983 年
2	パンジャブ医科大学医療機材整備計画	パンジャブ州ファイサラバード市	1985 年
3	パンジャブ州地域医療整備計画	該当なし	1989 年
4	パンジャブ医科大学附属病院機材整備計画	パンジャブ州ファイサラバード市	1991 年
5	北西辺境州医療機材整備計画	該当なし	1994 年
6	ボラン医科大学医療機材整備計画	該当なし	1995 年
7	母子保健センター建設計画	イスラマバード特別区	1996 年、1997 年
8	イスラマバード小児病院整備計画	イスラマバード特別区	2003 年
9	バロチスタン州基礎医療機材整備計画	該当なし	2003 年
10	イスラマバード小児病院改善計画	イスラマバード特別区	2005 年
11	カラチ小児病院改善計画	シンド州カラチ市	2012 年
12	パキスタン医科学研究所機能強化計画 準備調査	イスラマバード特別区	実施中

(4) 調査対象地域における保健施設・機材に関する調査内容・方法

「3. 調査対象地域」で示された訪問都市・県毎に、第 1 次現地調査では既存の公的第二次、第三次保健施設を 4~5 か所、一次保健施設を 2~3 か所選定してサンプル調査を行い、パキスタンにおける公的医療施設の現状を把握すること。第 1 次現地調査の結果、支援ニーズが高いと判断された 2~3 都市・県について、第 2 次現地調査時に案件形成の実効性の検討に必要な情報の収集・分析を行うこととする。なお、対象施設は、各都市の中で特に母子保健を中心に医療サービスを提供している施設(母子保健病院、小児病院や母子保健センターを有する施設等)を優先すること。

(5) 本邦メーカー機材の活用の可能性の検討

上記(4)にて選定された調査対象病院での本邦メーカーの機材活用状況を確認し、併せて「3.

調査対象地域」周辺における現地代理店の有無、代理店におけるサービス内容についても調査すること。

(6) 既存資料の最大限の活用による効率的な調査

JICA を含む各ドナー、パキスタン政府により、基礎保健サービス改善を目的とした協力・調査等は多数実施されている。よって本調査に関連する基礎情報や現状・実態を把握するにあたっては既存の調査結果や関連資料を最大限活用することが求められる。国内にて予め情報収集や仮説の設定、課題の分析等を行い、不足する情報について質問票等を作成した上で現地の関係機関に聴取する等、効率的に情報収集をすること。

(7) 他ドナーとの連携・協調

パキスタンの保健セクターでは、国連児童基金 (UNICEF)、世界保健機関 (WHO)、世界銀行、英国国際開発庁 (DFID)、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) といったドナー機関が既に多くの支援を行っている。本調査ではこれら機関からの情報収集を通して各ドナーの支援内容を正確に把握し、JICA として協力量針を検討する際に効果的な連携・協調を図ること。また検討する支援案には、他ドナーによる既存の支援案件における課題や問題点を反映すること。

(8) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際して必要な関係機関とのアポイントメントの取り付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA パキスタン事務所は、主要関係機関に対し、調査内容、スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査のための協力を行う。受注者は、このために必要な情報やレター案等を、JICA パキスタン事務所に現地調査開始 14 営業日前までに提供すること。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。本業務では、2 回の現地調査 (2018 年 5 月上旬から 30 日程度及び 2018 年 7 月上旬～中旬 20 日程度) を想定している。コンサルタントはより効果的、効率的に本調査の目的を達成する方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業 (2018 年 4 月上旬を予定)

- ① 関連資料 (統計資料、既存文献、既存調査結果等) の分析、検討を行い、本業務の全体像を把握した上で、JICA 南アジア部と協議の上、調査全体の方針、方法、調査対象機関、調査項目を検討し、調査計画を策定する。
- ② 上記作業を踏まえ、関係機関への質問票を作成する。
- ③ 上記作業を踏まえ、インセプション・レポート (調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項

等)を作成する。インセプション・レポートには、以下を含むものとする。なお、関係機関への質問票については現地調査開始 14 営業日前を目途に JICA パキスタン事務所を通じて、訪問先へ送付する。

- ・ インセプション・レポート
- ・ 関係機関への質問票
- ・ パキスタン側への本調査の説明資料

(2) 第 1 次現地調査(2018 年 5 月上旬～下旬を予定)

- ① JICA パキスタン事務所へインセプション・レポートの内容を説明する。
- ② パキスタン側関係機関へインセプション・レポートの内容を説明し、先方による理解の確認、情報提供及び便宜供与に係る依頼を行う。
- ③ 保健医療分野におけるパキスタン政府の方針、政策に関する情報の収集・分析を行う。
パキスタンは連邦制であることから、分析については、連邦及び各州・地域別に優先課題・重点政策等を整理すること(現地調査対象となる都市・県が含まれない州・地域については、既存資料及び連邦保健省等への質問票を通じた情報入手を想定)。また、調査にあたっては、以下の内容を含めること。
 - ・ 保健政策、セクター計画
 - ・ 予算及び投資計画(維持管理含む)、セクター内での配分状況
 - ・ PPP(Public Private Partnership)の動向
- ④ パキスタンの保健医療事情に関する情報の収集・分析を行う。
分析については、連邦及び各州・地域別に整理すること(現地調査対象となる都市・県が含まれない州・地域については、既存資料及び連邦保健省等への質問票を通じた情報入手を想定)。また、分析には、パキスタンで大きな課題とされている、感染症、母子保健、栄養を含むこと。
- ⑤ 連邦保健省、各州・地域保健局における保健施設・機材整備に関する計画の情報収集・分析を行う(現地調査対象となる都市・県が含まれない州・地域については、既存資料及び連邦保健省等への質問票を通じた情報入手を想定)。
 - ・ 国家保健・サービス・規制調整省(連邦保健省)及び各州保健局による一次、二次、三次保健施設認定基準の有無、関連する規定等
 - ・ 各州・地域の保健施設整備・運営方針、機材整備方針
 - ・ 政府の保健施設及び機材整備に関する計画(施設毎の優先度等)の有無、それらの政府・ドナーによる支援計画
- ⑥ 各州・地域の医療従事者の育成・雇用・配置に関する情報収集・分析を行う(現地調査対象となる都市・県が含まれない州・地域については、既存資料及び連邦保健省等への質問票を通じた情報入手を想定)。
 - ・ 雇用、配置、定着

- ・ 保健人材にかかる能力規定、資格基準
- ⑦ 上記③～⑥の結果も踏まえつつ、連邦及び各州・地域の公的保健施設全体としての保健施設・機材整備、及びレファラル体制にかかる課題・ニーズの抽出を行う(現地調査対象となる都市・県が含まれない州・地域については、既存資料及び連邦保健省等への質問票を通じた情報入手を想定)。

抽出にあたっては以下の項目を含むデータを収集し、その結果を分析結果に含めること。

- ・ 各州・地域の保健施設の地理的分布、管轄地域・人口、アクセス等
- ・ 各州・地域の財政・予算状況、有償資金協力を想定した場合の借入に係る制度・プロセス
- ・ 各州・地域の医療従事者の技術レベル、雇用方法
- ・ 各州・地域の他ドナーの支援状況と支援計画
- ・ 各州・地域のレファラル受入数、上次病院への搬送数、疾病内容
- ⑧ 上記 6.(4)にて選定された各保健施設に関する以下のデータを収集・分析する。なお、情報収集については現地傭人の活用を可とする。
 - ・ 病院利用状況(病床占有率・一日あたりの外来患者数・手術件数・院内死亡率及び理由・平均入院日数)
 - ・ 財政・予算状況
 - ・ 施設の状況(既存施設の老朽度、新設建物の建設スペースの有無、建築・改修歴含む)
 - ・ 機材の現状
 - ・ 機材の設置、活用状況
 - ・ 施設毎の医師・看護師・助産師等の人数と配置、技術レベル
 - ・ レファラル件数(上位病院への紹介件数、下位病院からの紹介件数、疾病内容)
- ⑨ 第1次現地調査結果概要を作成し、JICA パキスタン事務所に説明する。

(3) 第1次国内作業(2018年6月上旬～下旬を予定)

ア) 国内準備作業、第1次現地調査結果をとりまとめてインテリム・レポートを作成の上、JICA 南アジア部に説明し、コメントを踏まえて修正・提出する。インテリム・レポートには、「3. 調査対象地域」に示された対象都市・県毎に各保健施設について以下の情報を纏めたリストを添付すること。

- ・ 施設概要(運営体制、提供している保健サービス、運用開始年)
- ・ 州保健政策における各都市・県及び当該保健施設支援の位置づけ
- ・ 年間予算(内訳)
- ・ 医療人材の配置状況
- ・ 患者数(外来、入院等/年間)
- ・ 施設及び機材の稼働状況

- ・ 施設及び機材の支援ニーズ(支援概要、概算事業規模)
 - イ) 第2次現地調査での調査内容について JICA 南アジア部に説明する。
 - ウ) 上記 6.(4)を踏まえ、第2次現地調査にて調査対象となる都市を JICA と協議の上、決定する。なお、対象都市数は 6.(4)のとおり 2～3 都市を想定する。
 - エ) ファイナル・レポート作成に向けて目次案、内容の摺り合わせを行う。
- (4) 第2次現地調査(2018年7月上旬～中旬を予定)
- ① インテリム・レポート及び第二次現地調査内容を JICA パキスタン事務所に説明する。
 - ② 第1次現地調査及び国内作業を踏まえ、(3)にて決定された対象保健施設に対し、上記(3)ア)に関する追加の情報収集を行う。
 - ③ 上記結果を踏まえて、検討可能な支援策(案)についてパキスタン側関係機関と意見交換を行う。
 - ④ 第2次現地調査結果概要を作成し、JICA パキスタン事務所に説明する。
- (5) 第2次国内作業(2018年7月下旬～8月中旬を予定)
- ① 第2次現地調査結果を取りまとめて JICA 南アジア部に説明する。
 - ② ファイナル・レポートの作成
ドラフト・ファイナル・レポート案について、パキスタン関係機関、JICA 南アジア部のコメントを反映させた上でファイナル・レポートに取りまとめる。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。また、各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 南アジア部に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプション・レポート

- ・ 記載事項: 調査の背景、調査の目的、調査の実施方針、調査の内容と実施方法、作業計画、調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間、ファイナル・レポート目次案
- ・ 提出時期: 第1次現地調査開始前半月以内
- ・ 部数: 和文2部、英文1部、電子データ

② インテリム・レポート

- ・ 記載事項: 第1次現地調査までの調査結果と第2次現地調査以降の調査方針
- ・ 提出時期: 第1次現地調査終了から第1次国内作業期間内

- ・ 部数:和文 2 部、英文 1 部、電子データ
 - ③ ドラフト・ファイナル・レポート
 - ・ 記載事項:最終現地調査までの調査結果
 - ・ 提出時期:第 2 次国内作業時
 - ・ 部数:和文 2 部、英文 1 部、電子データ
 - ④ ファイナル・レポート
 - ・ 記載事項:パキスタン側及び JICA 南アジア部のコメントを踏まえた調査結果
 - ・ 提出時期:ドラフト・ファイナル・レポートに対するパキスタン側・JICA 南アジア部コメント提出から 1 か月以内
 - ・ 部数:和文 4 部、英文 4 部、電子データ
- (2) その他の報告書類
- ① 調査計画書
 - ・ 記載事項:共通仕様書の規定に基づく
 - ・ 提出時期:契約締結後 10 日以内
 - ・ 部数:和文 3 部、電子データ
 - ② 業務実施報告書

ファイナル・レポート(調査結果を中心として記述)には記載されない調査実施上の工夫、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

 - ・ 記載事項:
 - a) 最終報告書の概要
 - b) 活動内容(調査); 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
 - c) 調査実施上の課題・工夫・教訓(調査体制等)
 - d) 今後の案件実施スケジュール(資金調達の見込み等)
 - e) 提案した計画の具体化に向けての提案
 - ・ 添付資料:
 - a) 業務フローチャート
 - b) 業務人月表
 - c) その他調査活動実績
 - ・ 提出時期:調査終了時
 - ・ 部数:和文 3 部、電子データ
 - ③ 訪問先との面談記録
 - ④ 収集資料
- (3) 報告書作成にあたっての留意事項
- ① インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート、ファイナル・レポートについては、本論の要点を簡潔かつ明瞭に記載した要約を含むこと。

- ② 報告書文中で使用するデータ、写真等については、その出典・取得時期を明記すること。
また、地図を掲載する場合は、係争中の国境については点線で示すよう留意すること。
- ③ ファイナル・レポート以外の報告書の作製仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー章毎改
頁の編集とし、簡易製本とする。(頁数によっては製本不要)

【第3 調査実施上の条件】

1. 調査工程計画

2018年4月上旬より調査を開始し、2018年4月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。2018年7月下旬を目途にドラフト・ファイナル・レポートを提出し、2018年8月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 調査量目途と調査従事者の構成(案)

(1) 調査量の目安:合計 約 10.70MM

(2) 調査従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。なお、調査内容及び調査工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括/保健システム(2号)
- ② 医療機材計画(3号)
- ③ 保健施設計画

3. 対象国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、パキスタン関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。

4. 参考資料

(1) 配布資料:JICA 安全対策措置(現地滞在者の安全に配慮し、本事業に関する調査にのみ用いるものとし、取扱いに注意する)

(2) 閲覧資料

- ① JICA による過去の類似の有償支援を通じた保健施設・機材整備に係る支援案件の事後評価報告書
 - ・ インドネシア「国立イスラム大学保健・医学部事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_IP-530_4_f.pdf
 - ・ ベトナム「地方病院医療開発事業」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_VNXIII-9_4_f.pdf
 - ・ マレーシア国民大学(UKM)医学部付属病院
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_MXV-3_4_f.pdf
- ② 過去の JICA によるパキスタンにおける保健セクター調査関連資料
 - ・ パキスタン「保健セクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート」
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12085437.pdf
 - ・ パキスタン「カラチ小児病院改善計画準備調査報告書」
http://open_jicareport.jica.go.jp/939/939/939_117_12078721.html

- ・ パキスタン「イスラマバード小児病院改善計画基本設計調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000166436.html>
- ・ パキスタン「シンド州小児病院およびムルタン県立病院整備計画準備調査(その1)(報告書)」
http://open_jicareport.jica.go.jp/939/939/939_117_12023610.html
- ・ パキスタン「パンジャブ医科大学附属病院機材整備計画(フェーズ II)基本設計調査報告書」
http://open_jicareport.jica.go.jp/928/928/928_117_10928091.html

③ パキスタン政府政策

- ・ Vision 2025
<http://pc.gov.pk/uploads/vision2025/Vision-2025-Executive-Summary.pdf>
- ・ National Health Vision 2016-2025
http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning_cycle_repository/pakistan/national_health_vision_2016-25_30-08-2016.pdf

5. 現地再委託

本調査においては現地再委託を想定していないが、現地再委託にて実施することが望ましいと考える調査がある場合、プロポーザルにて提案すること。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の調査遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託を実施する場合に想定される実施方法について具体的な提案を行うこと。なお、見積については別見積とする。

6. 安全管理

- (1) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話(スマートフォン)に加え、無線インターネット用のデータ通信端末(モバイルルーター、現地にて入手可能)等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。
- (2) 現地での業務実施に当たっては在パキスタン日本国大使館(必要に応じて、在カラチ日本国総領事館)、JICA パキスタン事務所との逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、パキスタン国内での安全対策については JICA パキスタン事務所安全班の指示に従うこと。
- (3) 現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- (4) 渡航にあつては、従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。
- (5) 宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA パキスタ

- ン事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。
- (6) カラチ市内で活動を行う際は、以下の安全対策措置を講じているため、必要経費を見積書に計上すること。なお、本措置に係る経費は別見積とする。
- ・ セキュリティ会社からの武装警護を雇用し、車輦に同乗させる。
 - ・ 使用する車輦は全てランドクルーザー・タイプのものとする。
- (7) カラチ市内における宿泊については、安全上の理由から原則当機構が指定する宿泊施設を利用することとする。宿泊料の積算にあたっては、1泊当たりの単価を17,300円として見積もること。
- (8) 現地の治安状況は流動的であり、安全管理上の理由から、渡航制限等を行われることがある。特に、2018年8月上旬に選挙が予定されているが、実施時期は流動的であることから、急な変更が生じる場合は、JICA 南アジア部と相談のうえ、現地調査期間の調整を行うこと。

7. その他留意事項

(1) 一般管理費等の加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとはいえない地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 渡航前の手続きについて

パキスタンでは、渡航前に立入許可の承認が必要な地域があるため、各現地調査にあたっては、前広に JICA 南アジア部、パキスタン事務所に訪問先(案)を提示し、かかる承認手続き等に必要の日数を確認の上で渡航時期を決定すること。

以上